

# 旅行業約款

(募集型企画旅行契約・受注型企画旅行契約・手配旅行契約)

株式会社トリップシード

(徳島県知事登録旅行業第3-177号／第3種旅行業)

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

この約款は、株式会社トリップシード（以下「当社」）が旅行者との間で締結する、募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約及び手配旅行契約に適用されます。

### 第2条（用語の定義）

- 「募集型企画旅行」とは、当社が旅行者を募集し、旅行の目的地及び日程、運送又は宿泊機関の内容、旅行代金等をあらかじめ定めて実施する旅行をいいます。
- 「受注型企画旅行」とは、旅行者の依頼により、旅行の目的地及び日程等を定め実施する旅行をいいます。
- 「手配旅行」とは、当社が旅行者の委託により、運送・宿泊その他旅行に関するサービスの手配を行う旅行をいいます。

## 第2章 募集型企画旅行契約

### 第3条（契約の成立）

募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行者から旅行代金を受領した時に成立するものとします。

### 第4条（旅行代金）

旅行代金には、旅行日程に明示した運送費、宿泊費、ガイド費用、体験プログラム費用、消費税等が含まれます。

### 第5条（契約内容の変更）

当社は、天災地変、戦乱、運送機関の運休その他やむを得ない事由が生じた場合、旅行者に説明のうえ、旅行内容を変更することができます。

### 第6条（旅行者による契約解除）

旅行者は、旅行条件書に定める取消料を支払うことにより、契約を解除することができます。

### 第7条（当社による契約解除）

当社は、最少催行人員未達等、旅行条件書に定める事由がある場合、旅行者に通知のうえ契約を解除することができます。

#### 第 8 条（当社の責任）

当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合、旅行業法及び本約款の定めるところにより責任を負います。

### 第 3 章 受注型企画旅行契約

#### 第 9 条（契約の成立）

受注型企画旅行契約は、当社が旅行者の申込みを承諾した時に成立します。

#### 第 10 条（契約内容）

旅行内容、旅行代金、取消条件等は、見積書、契約書、又はこれに代わる書面により個別に定めます。

#### 第 11 条（契約解除）

契約解除及び取消料については、個別に定める契約条件を優先して適用します。

### 第 4 章 手配旅行契約

#### 第 12 条（契約の成立）

手配旅行契約は、当社が旅行者の依頼を承諾した時に成立します。

#### 第 13 条（当社の責任）

当社は、善良なる管理者の注意をもって手配業務を行うものとし、手配の結果について保証するものではありません。

### 第 5 章 特別補償・保険

#### 第 14 条（特別補償）

当社は、募集型企画旅行及び受注型企画旅行について、標準旅行業約款に基づく特別補償責任を負います。

## 第6章 その他

### 第15条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本法とします。

### 第16条（合意管轄）

本約款に関する紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。